

## 市が解体・撤去する場合

### 【チェックリスト】公費解体（市が解体・撤去する場合）に係る申請書類一覧

■必ず提出する書類		チェック欄
1	申請書（様式第1-1号、1-2号）【実印押印】	<input type="checkbox"/>
2	申請者又は申請代理人のマイナンバーカードの写し (公的機関が発行した、本人確認できる身分証の写し（免許証、保険証等の身分証明書の写し、など))	<input type="checkbox"/>
3	罹災証明書・被災証明書の写し	<input type="checkbox"/>
4	申請者（家屋所有者）の印鑑登録証明書【原本：発行後3箇月以内】 ※牧之原市で住民登録がある場合、市民課で取得できます。 ※印鑑登録をしていない場合、登録手数料がかかります。	<input type="checkbox"/>
5	登記事項（家屋）全部事項証明書【原本：発行後3箇月以内】 ※静岡地方法務局藤枝支局で取得できます。 未登記の場合 → 固定資産税評価証明書【原本：発行後3箇月以内】 ※税務課で取得できます。	<input type="checkbox"/>
6	配置図（様式第2号）	<input type="checkbox"/>
7	撤去対象物の現況写真 【撤去物の全景が写ったもの】【対象物が特定できるもの】	<input type="checkbox"/>
■場合によって提出する書類		
●家屋等の所有者と罹災証明書・被災証明書の世帯主が異なる場合		
8	家屋等の所有者と罹災証明書等の世帯主の戸籍謄本及び戸籍の附票【原本：発行後3箇月以内】 ※家屋所有者と世帯主が同じ戸籍に記載されている場合は、1通だけ提出してください。 ※牧之原市に本籍がある場合、市民課で取得できます。	<input type="checkbox"/>
●代理人が申請する場合		
9	委任状（第3号様式）【実印押印】	<input type="checkbox"/>
10	委任者（家屋所有者）の印鑑登録証明書【原本：発行後3箇月以内】 ※牧之原市で住民登録がある場合、市民課で取得できます。 ※印鑑登録をしていない場合、登録手数料がかかります。	<input type="checkbox"/>
●共有者がいる場合		
11	共有者の同意書（様式第4号）【実印押印】	<input type="checkbox"/>
12	共有者の印鑑登録証明書【原本：発行後3箇月以内】 ※牧之原市で住民登録がある場合、市民課で取得できます。	<input type="checkbox"/>

■場合によって提出する書類		チェック欄
●法人格を持つ中小企業者及び公益法人等の代表者が申請手続きを行う場合		
13	商業・法人登記簿謄本【原本：発行後3箇月以内】	<input type="checkbox"/>
●賃貸物件の所有者が申請手続を行う場合		
14	賃借人全員の被災家屋等の解体・撤去に係る同意書（様式第5号）	<input type="checkbox"/>
●所有権が差し押さえられている被災家屋等の所有者が申請手続を行う場合		
15	差し押さえている債権者全員（本市を除く。）の被災家屋等の解体・撤去に係る同意書（様式第5号）	<input type="checkbox"/>
16	関係権利者の印鑑登録証明書【原本：発行後3箇月以内】 ※牧之原市で住民登録がある場合、市民課で取得できます。 ※関係権利者が法人の場合は、法務局で取得してください。	<input type="checkbox"/>
●所有者が死亡し、相続登記が未完了な場合		
17	<遺産分割協議が成立している場合> 遺産分割協議書の写し 相続人全員分の印鑑登録証明書【原本：発行後3箇月以内】 所有者が死亡していることが分かる書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡検査書等）【原本】 相続人全員分の戸籍謄本【原本：発行後3箇月以内】	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
18	<遺産分割協議、遺言のいずれもない場合> 相続人全員分の同意書（様式第5号）【実印押印】 相続人全員分の印鑑登録証明書【原本：発行後3箇月以内】 所有者が死亡していることが分かる書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡検査書等）【原本】 相続人全員分の戸籍謄本等【原本】	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
19	<公正証書遺言がある場合> 公正証書遺言の写し 所有者が死亡していることが分かる書類（除籍謄本、戸籍謄本、死亡検査書等）【原本】 相続人全員分の戸籍謄本等【原本】	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
●所有者が死亡し、家庭裁判所で遺産分割調停が成立した場合		
20	遺産分割調停調書（正本又は謄本）	<input type="checkbox"/>
●所有者が死亡し、家庭裁判所で遺産分割審判が確定した場合		
21	遺産分割審判書（正本又は謄本）及び確定証明書	<input type="checkbox"/>
●その他		
22	その他必要な書類	<input type="checkbox"/>